

長岡中央総合病院 院内感染防止対策に関する取り組み事項

1. 院内感染防止対策に関する基本的考え方

院内感染防止対策は、医療行為を行う際に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化する事の視点に立ち、「標準予防策（スタンダードプリコーション）」に基づき医療行為を実践します。あわせて感染経路別予防策を実施します。

さらに個別及び病院内外の感染症情報の共有をはかり、院内感染の危険及び発生に迅速に対応することを目指します。

また、院内感染が発生した事例については、速やかに事例が発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、改善し安全を確保します。

この姿勢を基盤にした感染予防活動の必要性・重要性を全職員に周知し積極的な取り組みを行います。

2. 院内感染防止対策に関する組織的な取り組み

当院における感染防止対策は、病院長のもとに院内感染防止対策委員会を設け、感染防止対策を円滑に運営するために感染防止対策部門を設置しております。感染防止対策部門の活動は、感染防止対策チーム・抗菌薬適正使用支援チームを組織し、継続的に取り組みます。

3. 感染対策チームの業務内容

- ① 院内感染発生状況の把握と感染症情報の共有
- ② 細菌検査検出状況検討
- ③ 抗菌薬適正使用調査
- ④ 院内感染防止対策の検討
- ⑤ 院内ラウンド
- ⑥ 職員向けニュースレターの発行
- ⑦ 院内感染防止対策に係る教育・研修の企画及び運営
- ⑧ 感染防止対策マニュアルの整備と定期的な見直し
- ⑨ 地域の院内感染対策ネットワークの推進

4. 抗菌薬適正使用のための方策

特定抗菌薬の使用は届け出制とし、抗菌薬適正使用支援チームを中心に、抗MRSA薬および特定抗菌薬（ニューキノロン系・カルバペネム系）の使用状況を把握し、細菌検査結果と合わせ、適正に使用されているかどうか確認しております。また、コンサルテーションへの対応や、抗菌薬適正使用のための研修を実施しております。

5. 従業員に対する研修

院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員と

しての意識向上のために、研修会・講習会を年2回以上開催しています。

6. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出及び検査科よりMRSAなどの耐性菌週報、院内感染防止対策委員会に感染情報レポート月報を報告し、感染防止対策チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

また、耐性菌や院内感染症等が発生した場合は感染拡大を防止するため、感染症発症急告書を各部署へ速やかに提出します。

7. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、医師又は看護師長から速やかに感染防止対策チーム、感染防止対策委員会に報告します。

緊急を要する感染症が発生した場合は、直ちに感染防止対策委員長に報告し、感染防止対策チームと緊急対策を講じるとともに再発予防及び対応方針を検討します。また、感染症発生時の報告ルートによって病院管理者に報告され、各種の届出や連絡を行います。

8. 患者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針

本文、院内感染防止対策指針は病院ホームページに掲載しております。また、患者及びその家族などから閲覧の求めがあった場合は、これに応じます。

9. 他の医療機関等との連携体制

県内の連携病院と年4回カンファレンスを行い、各施設の薬剤耐性菌検出状況、感染症患者発生状況、特定抗菌薬使用状況等について情報交換を行っております。また、年に1回他施設と相互に院内感染対策のチェックを行っております。

10. その他の当該病院等における院内感染防止対策推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

職員は自らが感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し健康管理に留意いたします。

令和4年4月